

前 金	部 分 払
有	一 回

令和 5 年 度
建 整 ス 振 第 1 - 1 号

海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う基本設計業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津 市
建 設 部 建 設 整 備 課

令和5年度	建整ス振	第1-1号	業 務 委 託 設 計 書			
委託場所	津市末広町地内			担当参事		
				課 長		
委託名	海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う基本設計業務委託			検算者		
				担当主幹		
設計額	(うち消費税等相当額)			設計者		
履行期間	令和6年3月15日限り					
長	—	巾	—			
業 務 の 大 要						
基本設計			一式			

位置図

令和5年度建整入振第1-1号
海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う基本設計業務委託



業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	業務名	当初	業種	土木設計業務
							令和5年度建整ス振第1-1号 海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う基本設計業務委託		項目	公園設計
公園設計		式		1						
公園緑地設計		式		1						
公園緑地設計		式		1						
基本設計	A=4.4ha	式		1						
鳥瞰図作成	A2サイズ 1枚 着色仕上げ	式		1						
共通		式		1						
共通（設計業務）		式		1						
打合せ等		式		1						

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
打合せ	着手時・中間5回・納品時	業務		1		
関係機関等協議		機関		2		
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
旅費交通費		式		1		
旅費交通費（率計上）（設計）		式		1		
電子成果品作成費		式		1		
電子成果品作成費（設計）		式		1		

業務数量総括表

	業務名	令和5年度建整ス振第1-1号			当初	業種	設計業務
		海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う基本設計業務委託				項目	直接原価
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
直接原価		式		1			
その他原価		式		1			
業務原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
設計業務価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
業務費計		式		1			

令和5年度建整ス振補第1-1号

海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う基本設計業務委託

数量総括表

レベル1 : 公園設計

レベル1 : 共通

レベル1 : 直接経費

工 事 数 量 総 括 表

レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
公園設計					式	1	
	公園緑地設計				式	1	
		公園緑地設計			式	1	
			基本設計	A=4.4ha	式	1	
			鳥瞰図作成	A2サイズ1枚	式	1	
共通					式	1	
	共通（設計業務）				式	1	
		打合せ等			式	1	
			打合せ	着手時・中間5回・納品時	業務	1	
			関係機関等協議		機関	2	
直接経費					式	1	
	直接経費				式	1	
		旅費交通費			式	1	
			旅費交通費（率計上）（設計）		式	1	
		電子成果品作成費			式	1	

工 事 数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
			電子成果品作成費（設計）		式	1	

現況平面図



特記仕様書

1. 業務の目的

本業務は、津市海浜公園内陸上競技場の第3種公認陸上競技場の取得に向けた既設のトラック、インフィールド、メインスタンド棟の全面改修及びその周辺施設の再整備に向けた基本設計を行うことを目的とする。

2. 敷地の概要

敷地面積	約4.4ha
敷地位置	津市末広町24番32号

3. 主要施設

【陸上競技場内】

- ・インフィールド：投てき競技が実施可能な人工芝（サッカー、ラグビー併用）に改修
- ・トラック（400m）：全天候型舗装に改修
- ・Aゾーン（第1曲走路側の半円部分）及びBゾーン（第2曲走路側の半円部分）：全天候型舗装に改修
- ・各種陸上競技施設：走り幅跳び、三段跳び、走り高跳び、棒高跳び、砲丸投げ、円盤投げ、ハンマー投げ、やり投げ等競技対応
- ・メインスタンド棟：改修（間取り変更、内外装、屋上観覧席）
- ・電子写真判定棟：新設
- ・倉庫棟：増設
- ・外周芝生スタンド：一部改修

【周辺施設】

- ・管理棟：撤去・新設（RC造2階建て、延床面積400㎡程度）
管理棟必要諸室（事務室、トイレ、倉庫、多目的会議室）
- ・ウォーミングアップ場：新設（芝生スタンド外周余剰地利用）
- ・ランニングロード：改修
- ・駐車場の増設：（400台程度） テニスコート及び公園敷地含む

【その他】

- ・AIカメラの設置
- ・陸上、サッカー、ラグビー等の公式競技に必要な各種備品

4. 設計と条件

4.1 現在の施設の概要

【陸上競技場内】

- ・トラック：1周400m、8コース、クレー舗装
 - ・インフィールド：天然芝
 - ・メインスタンド棟：観覧席427人収容 床面積計243.11㎡
- 鉄筋コンクリート造（器具庫、多目的室、更衣室、便所、シャワー室）
- ・芝生スタンド：1,573人収容

【テニスコート】

- ・コート：全天候型ハードコート3面 敷地面積2,291㎡
- スタンド：327人収容

【その他施設】

- ・管理棟：床面積計197.28㎡
鉄骨造（事務所、会議室、更衣室、医務室、倉庫）
- ・屋外トイレ
- ・倉庫
- ・駐車場：62台

4.2 敷地条件

- ・測量は次年度実施予定のため、都市計画図（1/500）を基本とする。

5. 業務内容

5.1 設計準備

- ・施設の規模、用途及び仕様について、その必要性、妥当性を検討整理すること。
- ・各種設計基準の抽出と適用範囲を確認し整理すること。
- ・法令上の諸条件について調査、整理を行うこと。
- ・以上について整理した内容を監督員と協議し取りまとめること。

5.2 現況把握

- ・設計対象地及び周辺について、既存物の状況、既設供給処理施設状況等について現地調査を行うこと。
- ・敷地境界、施設へのアクセス、供給処理施設等の設計条件を整理すること。

5.3 敷地分析

- ・現況把握により得られたデータを基に、設計対象地及び周辺の特性をまと

め、それらに起因する問題点等を把握し、整理を行うこと。

5.4 計画内容の検討及び方針設定

- ・施設配置のゾーニング、動線検討など、比較検討（説明資料）も含め、レイアウトを3案以上提案すること。
 - ・敷地、施設規模から見た利用者数を想定し、施設の規模、用途の検討及び整理を行うこと。
 - ・空間構成、景観、意匠等に関する基本方針を検討し、整理を行うこと。
 - ・造成、植栽、供給処理施設、各種施設の基本方針を検討し、整理すること。
 - ・維持管理方法を検討し、基本管理方針を整理すること。
 - ・災害時の一時避難場所としての機能について検討し整理すること。
 - ・夜間利用を想定した敷地内の照明設備について、設備の規模と設置箇所について検討し方針を整理すること。
- 以上について整理し、施設整備の水準を提案すること。なお、監督員と協議の基で決定するものとする。

5.5 改修計画図の作成

- ・現況把握に基づき、改修が必要な箇所を整理し、改修計画平面図を作成する。
- ・メインスタンド棟と外周芝生スタンドについて、改修計画平面図にあわせ改修標準構造図を作成する。

5.6 撤去設計

- ・既存施設の現況を把握し、撤去方針（撤去・移設・補修活用等）を設定する。
- ・撤去する施設の平面図を作成し、概算数量を算出する。

5.7 基本計画図の作成

- ・採用された案に基づき、基本計画平面図（1/500）を作成すること。
- ・造成計画、施設計画、植栽計画、供給処理施設計画等の各種平面図を作成すること。
- ・主要断面図を作成すること。
- ・主要施設の構造検討を行ったうえで、主要施設構造図を作成すること。なお、建築物については、平面、立面、断面計画図等の施設内容が解る図面を作成すること。

5.8 概算工事費の算出

- ・基本計画図に基づき、概算工事費の算出を行うこと。

5.9 基本設計報告書の作成

- ・検討資料及び基本方針を取りまとめた報告書を作成すること。

5.10 鳥瞰図の作成

- ・基本計画図に基づき、計画地全体を俯瞰した鳥瞰図（A2判）の作成を行うこと。

5.11 照査

- ・基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査を行うこと。
- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査を行うこと。
- ・成果品の内容の適正照査を行うこと。

5.12 設計協議

- ・業務着手時、中間時（5回）、成果品納入時に打合せ協議を行う予定とする。また、必要に応じて、関係機関協議（2回）を行う予定とする。なお、打合せ協議後は、打合せ内容を打合せ記録簿に記録し、監督員に内容確認を行うこと。

5.13 成果品

本業務の成果品は以下の通りとする。

- ① 改修計画図
 - ・改修計画平面図（適宜縮尺を設定）
 - ・改修標準構造図（適宜縮尺を設定）
- ② 撤去設計図
 - ・撤去設計平面図（適宜縮尺を設定）
- ③ 基本計画図
 - ・基本計画平面図（1/500）
 - ・造成計画平面図（1/500）
 - ・施設計画平面図（1/500）
 - ・植栽計画平面図（1/500）
 - ・排水計画平面図（1/500）
 - ・給水設備計画平面図（1/500）
 - ・電気設備計画平面図（1/500）

- ・ 主要断面図 (1/100～1/200)
 - ・ 主要施設構造図 (適宜縮尺を設定)
 - ・ 建築物平面図 (適宜縮尺を設定)
 - ・ 建築物立面図 (適宜縮尺を設定)
 - ・ 建築物断面計画図 (適宜縮尺を設定)
- ④ 基本設計報告書
 - ⑤ 鳥瞰図 (A2判)
 - ⑥ 上記の電子データ
 - ⑦ その他必要と認められる書類

6. その他

- ・ 管理棟及びメインスタンプ棟は津波避難ビル等の指定に対応した仕様を検討すること。
- ・ 津市地域脱炭素宣言に基づく、カーボンニュートラルの実現に向けた取組について、地域脱炭素に資するあらゆる分野において導入可能な手法の検討を行うこと。

7. 参考図書

- ① 屋外スポーツ施設の建設指針 令和5年改訂版 各種スポーツ施設の設計・施工 (公益財団法人日本スポーツ施設協会)
- ② 陸上競技ルールブック2023年度版(公益財団法人 日本陸上競技連盟)
- ③ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備マニュアル(三重県)

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.1

明示事項 (条件及び内容)	
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書 (三重県) 【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む (最新改定令和4年11月) <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書 (三重県) 【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む (最新改定令和4年7月) <input type="checkbox"/> その他 ()
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 14 日以内に業務計画書 (工程表) を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書 (工種、設計数量、実施数量等を記載) を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他 ()
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAL S 電子納品運用マニュアル 【令和4年7月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、 (<input type="checkbox"/> 3部 <input checked="" type="checkbox"/> (2)部) とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。(別途、業務前に指示する。) <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物 (A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ) を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名:) <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり (別途資料作成必要あり) <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、 (<input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者) とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 (<input checked="" type="checkbox"/> 建設 部門 都市及び地方計画 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者 (技術管理者) <input checked="" type="checkbox"/> R C C M の資格保持者 (<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画及び地方計画 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない) <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input checked="" type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならぬ。 <input type="checkbox"/> その他 ()

(注)

- 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年11月

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.2

明示項目	明示事項 (条件及び内容)
カ 照査技術者の要件	<p><input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ()</p> <p>照査技術者は、(<input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者) とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 技術士</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 建設 部門 都市及び地方計画 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 (<input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者 (技術管理者)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> R C C M の資格保持者 (<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画及び地方計画 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない)</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領 (国土交通省大臣官房技術調査課監修 (平成29年3月版)) <input type="checkbox"/> その他 ()</p>
キ 打合せ等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時 (5) 回</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ (5) 回</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 成果品納入時</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関打合せ協議 (2) 機関 業務着手時及び成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む) 及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については (<input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ) 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む)) の打合せに出席するものとする。</p>
ク 資料の貸与	<p><input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。</p>

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ	<p><input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。</p> <p>建築物及び工作物の設計にあたっては、一般建築士の資格を有する者を配置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。</p>
コ	<p><input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。</p> <p>検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> NETISを参照に修繕措置における新技術採用の可否について検討し、結果を監督員に報告を行うこと。</p> <p>検討結果（従来方法とのコスト縮減等の比較検討結果）については、成果物にとりまとめること。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年11月

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
<p>暴力団等の不当介入の排除等</p>	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力を示すものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならぬ。 <p>なお、受注者等は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると思われるときは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
<p>配慮依頼事項</p>	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の利用人等が必要となる場合は、利用人等に市民を活用すること。
<p>津市公契約条例</p>	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに關し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならぬ。 <ol style="list-style-type: none"> 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し虚偽の回答をし、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

令和5年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	977円
---------	------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。